１３　障害程度

（１）身体障害者程度等級表---*---*---*---*---*---*---

ア　視覚障害（平成３０年７月より認定基準変更）

級別	視　覚　障　害	
	（視　力　障　害）	（視　野　障　害）
１級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が０．０１以下のもの	
２級	１　視力の良い方の眼の視力が０．０２以上０．０３以下のもの ２　視力の良い方の眼の視力が０．０４かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	３　周辺視野角度（Ｉ／４指標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ８０度以下かつ両眼中心視野角度（Ｉ／２指標による。以下同じ。）が２８度以下もの ４　両眼解放視認点数が７０点以下かつ両眼中心視野視認点数が２０点以下のもの
３級	１　視力の良い方の眼の視力が０．０４以上０．０７以下のもの（２級の２に該当するものを除く。） ２　視力の良い方の眼の視力が０．０８かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	３　周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ８０度以下かつ両眼中心視野角度が５６度以下のもの ４　両眼解放視認点数が７０点以下かつ両眼中心視野視認点数が４０点以下のもの
４級	１　視力の良い方の眼の視力が０．０８以上０．１以下のもの（３級の２に該当するものを除く。）	２　周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ８０度以下のもの ３　両眼開放視認点数が７０点以下のもの
５級	１　視力の良い方の眼の視力が０．２かつ他方の眼の視力が０．０２以下のもの	２　両眼による視野の２分の１以上が欠けているもの ３　両眼中心視野角度が５６度以下のもの ４　両眼開放視認点数が７０点を超えかつ１００点以下のもの ５　両眼中心視野視認点数が４０点以下のもの
６級	視力の良い方の眼の視力が０．３以上０．６以下かつ他方の眼の視力が０．０２以下のもの	

イ　聴覚・平衡機能障害

級別	聴　覚　障　害	平　衡　機　能　障　害
１級		
２級	両耳の聴力レベルがそれぞれ１００デシベル以上のもの（両耳全ろう）	
３級	両耳の聴力レベルが９０デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害
４級	１　両耳の聴力レベルが８０デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） ２　両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が５０パーセント以下のもの	
５級		平衡機能の著しい障害
６級	１　両耳の聴力レベルが７０デシベル以上のもの（４０センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） ２　１側耳の聴力レベルが９０デシベル以上、他側耳の聴力レベルが５０デシベル以上のもの	

ウ　音声・言語・そしゃく機能障害

級別	音声・言語機能障害、そしゃく機能障害
１級	
２級	
３級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
４級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
５級	
６級	

エ　肢体不自由（上肢）

級別	上肢		
	（全体、各関節）	（欠　　損）	（手　　指）
１級	１　両上肢の機能を全廃したもの	２　両上肢を手関節以上で欠くもの	
２級	１　両上肢の機能の著しい障害 ４　１上肢の機能を全廃したもの	２　両上肢のすべての指を欠くもの ３　１上肢を上腕の２分の１以上で欠くもの	

3級	3　1上肢の機能の著しい障害	1　両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 4　1上肢のすべての指を欠くもの	2　両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 5　1上肢のすべての指の機能を全廃したもの
4級	3　1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能を全廃したもの	1　両上肢のおや指を欠くもの 4　1上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 6　おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指を欠くもの	2　両上肢のおや指の機能を全廃したもの 5　1上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 7　おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を全廃したもの 8　おや指又はひとさし指を含めて1上肢の4指の機能の著しい障害
5級	2　1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の著しい障害	3　1上肢のおや指を欠くもの	1　両上肢のおや指の機能の著しい障害 4　1上肢のおや指の機能を全廃したもの 5　1上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6　おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能の著しい障害
6級		2　ひとさし指を含めて1上肢の2指を欠くもの	1　1上肢のおや指の機能の著しい障害 3　ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能を全廃したもの
7級	1　1上肢の機能の軽度の障害 2　1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害	5　1上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの	3　1上肢の手指の機能の軽度の障害 4　ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能の著しい障害 6　1上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの

オ　肢体不自由（下肢・体幹）

級別	下肢		体幹
	（全体、各関節、足指）	（欠損、短縮）	
1級	1　両下肢の機能を全廃したもの	2　両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級	1　両下肢の機能の著しい障害	2　両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1　体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2　体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの

3級	3　１下肢の機能を全廃したもの	1　両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2　１下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	2　両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 4　１下肢の機能の著しい障害 5　１下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの	1　両下肢のすべての指を欠くもの 3　１下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの 6　１下肢が健側に比して１０センチメートル以上又は健側の長さの１０分の１以上短いもの	
5級	1　１下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2　１下肢の足関節の機能を全廃したもの	3　１下肢が健側に比して５センチメートル以上又は健側の長さの１５分の１以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6級	2　１下肢の足関節の機能の著しい障害	1　１下肢をリスフラン関節以上で欠くもの	
7級	1　両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2　１下肢の機能の軽度の障害 3　１下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 5　１下肢のすべての指の機能を全廃したもの	4　１下肢のすべての指を欠くもの 6　１下肢が健側に比して３センチ　メートル以上又は健側の長さの２０分の１以上短いもの	

カ　乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害

級別	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 （脳原性運動機能障害）	
	上肢機能	移動機能
1級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

5級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

※備考

1　同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、１級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
2　肢体不自由においては、７級に該当する障害が２以上重複する場合は、６級とする。
3　異なる等級においては２以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
4　「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
5　「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
6　上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
7　下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

キ　心臓機能障害

級別	心　臓　機　能　障　害
１級	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
２級	
３級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
４級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

ク　じん臓機能障害

級別	じ　ん　臓　機　能　障　害
１級	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
２級	
３級	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
４級	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

ケ　呼吸器機能障害

級別	呼　吸　器　機　能　障　害
１級	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
２級	
３級	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
４級	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

コ　ぼうこう・直腸機能障害

級別	ぼ　う　こ　う　又　は　直　腸　の　機　能　障　害
１級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
２級	
３級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
４級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

サ　小腸機能障害

級別	小　腸　機　能　障　害
１級	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
２級	
３級	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
４級	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

シ　ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

級別	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
１級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
２級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
３級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
４級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

ス 肝臓機能障害

級別	肝　臓　機　能　障　害
１級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
２級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
３級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
４級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

（２）知的障害者障害の程度---*---*---*---*---*---*---

程度	表示	障　害　の　状　態
重度	Ⓐ	Ａ(重度)のうち、次のいずれかに該当する程度のもの (1) 知能指数がおおむね２０以下に該当する程度のもの (2) 知能指数がおおむね３５以下で、次に掲げる身体障害が合併しているもの ア　視覚障害（両眼の視力の和が 0.03 又は 0.04） イ　聴覚障害（聴力レベル 100 デシベル以上） ウ　両上肢機能障害（次の２つ以上が要介助） ①食事　②洗面　③排泄の処理　④衣服の着脱 エ　両下肢機能障害（次の１つ以上が要介助） ①階段の昇降　②室内の歩行 オ　体幹機能障害（次の２つ以上が要介助） ①座位の保持　②起立保持　③立ち上り
	A	(1)知能指数がおおむね３５以下で、次のいずれかに該当する程度のもの ア　食事、着脱衣、排便、洗面等日常生活における基本的動作に介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であるもの イ　頻繁なてんかん様発作又は失禁、異食、興奮、多寡動その他常時注意と指導を必要とする行動が認められるもの (2) 知能指数がおおむね５０以下で、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）に基づく障害等級が１級、２級又は３級に相当するもの
中度	B	知能指数がおおむね５０以下であって、食事、着脱衣、排便、洗面等日常生活における基本的動作に一部介助を必要とし、社会生活への適応が困難である程度のもの
軽度	C	知能指数がおおむね７０以下であって、社会生活への適応に適切な援助が必要である程度のもの

（３）精神障害者保健福祉手帳障害等級---*---*---*---*---

等級	障　害　の　状　態
１級	精神障害であって、日常の用を弁ずる事を不能ならしめる程度のもの
２級	精神障害であって、日常生活が著しく制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
３級	精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの